

入 札 説 明 書

件名 令和 8 年度土砂災害対策事業（防災安全・急傾斜地）内
町測量及び予備設計業務委託

担当部局等

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2 0 3 4 最上総合支庁 建設部

契約担当 建設総務課経理係 電話番号0233-29-1379

工事担当 河川砂防課 工事維持調査担当 電話番号0233-29-1411

令和8年度土砂災害対策事業（防災安全・急傾斜地）内町測量及び予備設計業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

目 次

1 入札日程等【入札日程等一覧】

- 1-1 電子入札の日程等
- 1-2 書面入札の日程等

2 入札参加資格関係

- 2-1 入札参加者の資格
- 2-2 入札参加資格の確認等
- 2-3 【確認資料一覧】
- 2-4 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

3 入札関係書類等の取扱い

- 3-1 設計図書の閲覧及び貸出し
- 3-2 設計図書等に対する質問
- 3-3 質問の回答等に関する注意事項

4 共通説明事項

- 4-1 入札及び開札
- 4-2 入札の辞退
- 4-3 公正な入札の確保
- 4-4 入札の効力
- 4-5 落札者の決定方法
- 4-6 入札の延期、中止等
- 4-7 再度入札
- 4-8 契約書の提出
- 4-9 異議の申立て
- 4-10 その他

5 総合評価落札方式

- 5-1 総合評価に係る技術資料及び「技術資料に係る自己評価申請書」の提出について
- 5-2 技術資料の審査等
- 5-3 技術資料審査結果に係る説明要求

6 書面入札手続の取扱い

- 6-1 書面入札の承諾手続
- 6-2 書面入札の場合の入札手続
- 6-3 開札への立会い
- 6-4 その他の事項

7 添付書類

※ここに記載された申請書、確認資料及び契約書等の標準様式は、以下のアドレス（山形県ホームページの中の「入札・契約関係様式ダウンロード」）からダウンロードすることができるほか、書面入札の承諾を得ている者から請求があった場合は担当部局において交付する。

アドレス

https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html

1 入札日程等【入札日程等一覧】

1-1 電子入札の日程等（事後審査）

業務名	令和8年度土砂災害対策事業（防災安全・急傾斜地）内町測量及び予備設計業務委託		
手続等	期間・期日・期限等	場 所	手続の方法
入札参加資格 確認申請 及び総合評価に係る 技術資料等の受付	入札公告6(1)及び(2)のとおり	山形県電子入札システム	2-2 入札参加資格の確認等 5-1 総合評価に係る技術資料等
設計図書の 閲覧及び貸出し	令和8年9月16日（水） ～ 令和8年10月6日（火）	山形県電子閲覧システム	3-1 設計図書の閲覧及び貸出し
設計図書等に対する質問受付	令和8年9月16日（水） ～ 令和8年9月29日（火）	山形県電子入札システム	3-2 設計図書等に対する質問
上記質問に対する回答書の閲覧	回答を行った日から 令和8年10月6日（火）まで	山形県電子入札システム 及び最上総合支庁建設部 建設総務課閲覧所	3-2 設計図書等に対する質問
総合評価落札方式に対する質問受付	令和8年9月16日（水） ～ 令和8年9月24日（木）	山形県電子入札システム	3-2 設計図書等に対する質問
総合評価落札方式に対する回答書の閲覧	回答を行った日から 令和8年10月6日（火）まで	山形県電子入札システム 及び最上総合支庁建設部 建設総務課閲覧所	3-2 設計図書等に対する質問
入札書の受付	入札公告1(1)及び(2)のとおり	山形県電子入札システム	
開札	入札公告1(4)のとおり	入札公告1(3)のとおり	
入札参加資格 確認結果通知	落札者決定通知と同時		
非資格理由・技術資料 審査結果説明要求	令和8年10月16日（金） 午後4時まで	山形県電子入札システム	2-4 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等 5-3 技術資料審査結果に係る説明要求
非資格理由・技術資料 審査結果に係る説明の回答	令和8年10月21日（水）		

上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（山形県電子入札システムによる手続については、午前8時から午後10時まで）とする。なお、山形県電子閲覧システムによる閲覧については、終日とする。

※ 「県の休日」とは、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）

1-2 書面入札の日程等 詳細は、6【書面入札手続の取扱い】による。

承諾手続等	期限等（県の休日及び正午から午後1時までを除く。）	
	電子入札利用者登録なし	電子入札利用者登録あり
書面入札参加承諾願	令和8年9月29日（火） 午後4時まで	令和8年10月6日（火） 午後4時まで
承諾（不承諾）通知	令和8年10月1日（木）	入札書受付締切日時前
※契約担当あて提出するものとする。		

手 続 等	期間・期日・期限等	場 所	手続の方法
入札参加資格 確認申請	1-1電子入札の日程に同じ	契約担当	6 - 2 (1) 入札参加資格の確認 等
設計図書の 閲覧及び貸出し		最上総合支庁建設部建設総 務課閲覧所	6 - 2 (2) 設計図書等の貸出し 及び質問
設計図書等に 対する質問受付		契約担当	6 - 2 (2) 設計図書等の貸出し 及び質問
上記質問に 対する回答書の閲覧		最上総合支庁建設部建設総 務課閲覧所	6 - 2 (2) 設計図書等の貸出し 及び質問
総合評価落札方式に 対する質問受付		契約担当	6 - 2 (2) 設計図書等の貸出し 及び質問
総合評価落札方式に 対する回答書の閲覧		最上総合支庁建設部建設総務 課閲覧所	6 - 2 (2) 設計図書等の貸出し 及び質問
入札書の受付	1-1電子入札の日程に同じ	契約担当	
開札		入札公告 1 (3) のとおり	
入札参加資格 確認結果通知	1-1電子入札の日程に同じ		
非資格理由・技術資 料審査結果説明要求		契約担当	2-4 入札参加資格がないと 認められた理由の説明 要求等 5-3 技術資料審査結果に係 る説明要求
非資格理由・技術資 料審査結果に係る説 明の回答			
上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。			

2 入札参加資格関係

2-1 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（様式第1号 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日（落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと」とは、入札参加資格確認申請書の提出の日から当該業務委託の履行期限までのいずれの日においても、暴力団排除条項に示された条項に該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者は、本入札に参加することができない。
- (4) 業務実績
 - イ 同種及び同規模の業務完了実績は代表的なもの1件を記載する。
 - ロ 業務完了実績は、平成28年4月以降に受注し、入札参加資格の確認申請日までに完了し、引渡し完了しているものに限る。
 - ハ 委託業務等成績評定が通知されている業務委託にあつては、評定点が60点以上のものに限る。

2-2 入札参加資格の確認等

- (1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記2-1の「入札参加者の資格」を有することを証明するため、(2)に示す申請書及び確認資料を提出しなければならない。この場合、必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。

入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準として、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。入札参加資格がないと認めた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。
- (2) 提出書類
 - イ 申請書

申請書は、山形県電子入札システムから電子的に提出すること。
よって、申請書を別途作成及びファイルを添付する必要はない。
 - ロ 確認資料

2-3【確認資料一覧】のとおり
 - ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者の責任において用意すべきものであるため、県発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。
 - ニ 提出された申請書及び資料は無断で他の目的に使用しない。
 - ホ 確認資料の提出は、申請書に添付して行うものとする。ファイルの形式はワード形式又はPDF形式とする。複数の資料は1つのファイルにまとめること。ファイルのサイズは10.0メガバイト（以下「MB」という。）以内とすること。押印されている書類はスキャナで読み込む等すること。

ただし、ファイルの作成が困難な場合やファイルのサイズが10.0MBを超える場合は、確認資料を公告で指定された提出場所へ書面により提出（持参又は書留郵便に限る。）することも認め、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、確認資料を持参又は書留郵便により提出する場

合にあっては、当該確認資料に、「山形県電子入札システムにより作成し印刷した申請書」を添付するものとする。

へ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加資格の確認のため、提出された資料により判断ができない場合には、必要な資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

2-3 【確認資料一覧】

必要資料		確認資料
○	イ	業務実績を記載した書面 （様式第2号「業務の実績」） ※ 平成28年4月以降に受注し、入札参加資格の確認申請日までに完了し、引渡し完了しているものに限る。また、成績評価が通知されている業務にあっては、評定点が60点以上のものに限る。
○	ロ	業務実績とする業務に係る以下の書類 TECRIS登録業務における完了時の業務カルテ等 （以下のいずれかの書類） ① TECRIS登録における完了時の業務カルテ ② 契約書の写し ③ 発注者の履行証明 （①～③について、記載内容により該当する業務実績が確認できない場合には、業務概要等を確認できる設計書、仕様書等の写しを添付すること。）
不要	ハ	業務委託の成績評定点に係る以下の書類 業務委託等成績評価通知書の写し等 成績評価が行われている業務であって、業務委託等成績評価通知書の交付を受けていない場合には、成績評定点の記載されている業務完了通知書やこれに類する書類に代えることができる。
【注】 ①必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。 ②提出する資料に記入誤り、記入漏れ、押印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認した上で提出すること。		

2-4 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、山形県電子入札システム又は任意の書面により、所管課長にその理由の詳細説明を求めることができる。

説明要求は、1-1に示した非資格理由説明要求の期日までに山形県電子入札システムへ登録（登録したことを担当部局（契約担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）又は非資格理由説明要求の期日までに非資格理由説明要求の場所へ書面を持参又は書留郵便により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 所管課長は説明要求があった場合には、1-1に示した非資格理由回答の期日までに、説明を求めた者に対し、山形県電子入札システム又は書面により回答する。

3 入札関係書類等の取扱い

3-1 設計図書の閲覧及び貸出し

当該業務委託に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

(1) 閲覧及び貸出しが可能な設計図書

- イ 図面
- ロ 仕様書
- ハ 設計書

(2) 閲覧期間及び貸出期間

1-1に示した設計図書の閲覧及び貸出の期間、山形県電子閲覧システムにより閲覧に供する。なお、山形県電子閲覧システムによりダウンロードすることもできる。

電子閲覧システムに障害が生じた場合は、閲覧方法を書面閲覧に変更することがある。

(3) 書面閲覧による閲覧の場合は、下記のとおりとする。

イ 閲覧期間及び貸出期間

1-2に示した期間

ロ 閲覧場所及び貸出場所

1-2に示した場所

(一部の設計図書は山形県電子閲覧システムにより閲覧に供するので、確認すること。)

3-2 設計図書等に対する質問

(1) 総合評価落札方式、設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-1に示した期間内に山形県電子入札システムにより提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、回答書を1-1に示した期間、場所において閲覧に供するとともに、山形県電子入札システムにより行う。

3-3 質問の回答等に関する注意事項

質問に対する回答等に伴い、入札受付開始日の前日の17時までは、関係書類の訂正を行う場合がある。この場合、山形県電子閲覧システムのお知らせ欄に掲載するため、確認の上、入札すること。

4 共通説明事項

4-1 入札及び開札

- (1) 入札は、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積り等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）の電子署名を付して入札する。
- (2) 入札は、山形県電子入札システムにより行うものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。
- (5) 開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて行う。ただし、書面による入札参加者がいない場合で、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、当該山形県職員を立ち合わせないことができる。

4-2 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、山形県電子入札システム又は書面により行うものとする。
- (2) 書面により入札を辞退する場合は、辞退する入札の業務委託名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面（任意様式）を入札書受付締切日時までに提出するものとする。
- (3) (2)の書面は押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、書面の余白に責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載するものとする。
- (4) 入札書提出後は入札を辞退することができない。
- (5) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

4-3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たって、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、その他契約担当職員等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行っておりはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない（第2項及び第3項の入札価格には、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約金額若しくは保証金額を含む。）。
- (4) 山形県電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはならない。

4-4 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ハ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ニ 記名押印をしていない書面入札（ただし、外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって記名押印に代えることができる。）
- ホ 金額を訂正した入札
- ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ト 明らかに連合によると認められる入札
- チ 同一業務委託の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- リ 設計図書及びこの入札説明書に対する質問を山形県電子入札システムにより提出する際に、題名又は質問内容に質問者を特定できる情報（企業名、個人名、電話番号等）を記入した者のした入札
- ヌ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- ル 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- ヲ 所定の日時までに到達しない入札
- ワ 電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札
- カ 書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札
- コ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

4-5 落札者の決定方法

開札後、落札決定を保留し、落札者を決定するために必要と認める範囲の者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は開札日から起算して原則として4日以内（県の休日を除く。）に行う。

調査基準価格を下回る価格の入札者については、低入札価格調査（以下4-5(1)において「調査」という。）を行った上で落札するか否かを決定する。

(1) 低入札価格調査制度

- イ 調査基準価格を下回る価格で入札を行った全ての入札者は、開札日から起算して2日以内に発注者に積算内訳書を提出しなければならない。
- ロ 業務の種類ごとに、調査基準価格を下回る価格の入札者が提出した積算内訳書において計上されている次に掲げる各経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該計の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とする。また、積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない場合も同様とする。

(イ) 測量業務

- a 直接測量費 85パーセント
- b 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額 55パーセント
- c 測量調査費 85パーセント

(ロ) 地質調査業務

- a 直接調査費 80パーセント
- b 間接調査費 80パーセント
- c 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 55パーセント

なお、解析等調査業務費が含まれるときは、当該業務部分について次のとおりとする。

- a 直接人件費 95 パーセント
 - b 直接経費 95 パーセント
 - c その他原価 90 パーセント
 - d 一般管理費等 35 パーセント
- (ハ) 土木関係建設コンサルタント
- a 直接人件費 95パーセント
 - b 直接経費 95パーセント
 - c その他原価 90パーセント
 - d 一般管理費等 35パーセント
- (ニ) 補償関係コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）
- a 直接人件費 95パーセント
 - b 直接経費 95パーセント
 - c その他原価 90パーセント
 - d 一般管理費等 35パーセント

- (ホ) 山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）

第14条第2項を適用する業務委託

契約担当者が低入札価格調査実施要綱第14条第2項の率を用いることとした場合は、(ハ)又は(ニ)の率に代えて、4-10その他(6)に定める率とする。

- ハ 低入札価格調査実施要綱第14条第1項第3号又は同条第2項による調査基準価格を設定した場合には、4-10その他(6)に調査基準価格の算定方法を示す。

- ニ ロによる判定の結果、失格とならない者のうちに最も評価値の高い者（以下「対象者」という。）に対し、調査の実施通知を行う。対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。

- ホ 対象者のうち、ニの実施通知を受けた者は、通知日から起算して5日以内に履行能力調査票を発注者に提出しなければならない。

- ヘ 対象者は、入札価格の積算根拠となっている業務計画及び積算内訳等により、当該入札価格で適正な履行が確保できることを示さなければならない。

- ト 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることができない。

- (イ) 対象者が調査に応じないとき又は履行能力調査票を期限までに提出しないとき。
- (ロ) 対象者に契約の意思がないとき。
- (ハ) 対象者が入札金額の範囲内で適正な業務の履行が確保できることを証明できないとき。
- (ニ) 調査の過程で、当該業務の履行に必要な経費が入札金額を超えることが確認されたとき。
- (ホ) 対象者（設計共同体の場合は、構成員のうち1者でも）が、次のいずれかに該当するとき。
 - a 調査実施年度及びそれ以前の過去2年度に山形県が発注した建設工事等関連業務委託において、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約した業務について、成績評定点が70点未満のものがあるとき。
 - b 山形県が発注した建設工事関連業務委託において、調査基準価格に満たない価格をもつ

て対象者と契約し、開札日現在履行中のものがあるとき。

- (ハ) その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

なお、低入札価格調査制度の注意事項については「履行能力調査票の記入要領」にも記載されているので、山形県のホームページの「低入札価格調査制度」からダウンロードして事前に内容を把握すること。

アドレス

https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/nks/lp.html

- (2) 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。
- (3) 落札となるべき同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、山形県電子入札システムにおける「電子くじ」により落札者を決定する。

4-6 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (3) 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じた上で入札を執行することがある。

4-7 再度入札

- (1) 初回の入札で落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことがある。
- (2) 再度の入札は、原則として1回までとする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

イ 初回の入札において参加しなかった者

ロ 初回の入札において無効な入札をした者又は失格となった者

4-8 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

4-9 異議の申立て

入札参加者は、入札後、設計書、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4-10 その他

- (1) 落札決定を受けた山形県外に主たる営業所を有する入札参加者は、本契約締結時に現に有効な履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し及び現に有効な営業所長等（受任者）に対する委任状の写

しを添付すること。

- (2) 保証契約に基づいて前払金を支払う。ただし、「繰越事業に係る留意事項」又は「債務負担業務委託説明書」が付されている場合は、支払時期に留意すること。
- (3) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (4) 調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱第15条の2により、次の事項を条件とする。
 - イ 請負代金額の10分の1以上の契約保証を付すこと。
 - ロ 山形県が発注した業務委託のうちに、過去1年以内に調査基準価格に満たない額をもって契約した業務がある場合は、入札公告7(2)の契約保証は10分の3以上としなければならない。
 - ハ 業務完了後に業務費用実績に係る報告書を提出すること。
- (5) 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

※調査基準価格算定方法等	

※特別な事情が無い場合には、本票の記載を要しない。

5 総合評価落札方式

5-1 総合評価に係る技術資料及び「技術資料に係る自己評価申請書」の提出について

- (1) 企業及び配置予定管理技術者の技術的能力等に関する技術資料（様式総合業務1「技術資料提出書」、様式総合業務2「企業評価」、様式総合業務3「技術者評価」）（以下「技術資料」という。）及び「技術資料に係る自己評価申請書（様式1（事後審査）」）を作成し、入札参加資格の確認資料と合わせて提出すること。
- (2) 記載内容及び記載内容を証明する添付資料は「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式ガイドライン（令和8年7月山形県県土整備部）」及び次表のとおりとする。【当該ガイドラインをよくお読みください。】
- (3) 技術資料に係る自己評価申請書は、自己評価点が0点であっても、0と記入し提出すること。
- (4) 提出された技術資料の内容の事実確認のため、問い合わせることがあるが、申請内容を修正するものではない。
- (5) 技術資料提出時に配置予定管理技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、候補者の中で「管理技術者の評価」の合計点が最も低い者を評価対象者とする。
- (6) 配置予定管理技術者の変更は原則として認めない。ただし、契約後に配置予定管理技術者が長期病休、退職した場合等やむを得ない事情で発注者が認めた場合はこの限りでない。
 （契約前）入札時に申請した配置予定管理技術者を配置出来ない場合は、契約できない。
 （契約後）契約締結後、やむを得ず配置予定管理技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。もし、それが不可能な場合は、業務完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置予定管理技術者について「管理技術者の評価」の再評価を行い、業務成績評定の減点を行う。

記載事項	記載内容に関する特記事項
1 企業評価	次の特記事項にて「様式総合業務2」に記載すること。 なお、該当がない場合であっても、様式中に「該当なし」と記載すること。
(1) 企業の業務実績 （同種・類似業務）	イ 業務実績は、平成28年4月（当該年度の直前10か年度）から本件委託の技術資料提出時点までに元請として業務完了後の引渡し完了した業務を評価対象とする。 ロ 同種業務とは、急傾斜地の測量及び急傾斜地崩壊防止施設の子備設計又は詳細設計を含む業務とする。類似業務とは、急傾斜地崩壊防止施設の子備設計又は詳細設計を含む業務とする。 ※様式総合業務2及び3に添付する業務実績については、同種又は類似業務の条件に合致しているかを明確に確認できる資料（金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、報告図書、報告図書の図面等）の写しを添付すること。
(2) 企業の業務成績	業務成績は、令和3年度から令和7年度内に業務完了後の引渡し完了した土木関係建設コンサルタント業務を評価対象とする。
(3) 企業認定	企業認定は、「働き方改革」を推進する認定基準を有する認定制度の認定の有無を評価対象とする。
(4) 企業の顕彰歴	顕彰歴は、令和5年度から令和7年度内での元請としての山形県優良建設関連業務の顕彰歴の有無を評価対象とする。
(5) 企業の地域貢献度 （災害協定等）	地域貢献活動（災害協定等）は、技術資料提出時点における災害協定等の締結の有無を評価対象とする。

(6) 企業の地域貢献度 (災害関係業務)	地域貢献活動（災害関係業務）は、令和 6 年度及び令和 7 年度内に元請として業務完了後の引渡しが完了した業務を評価対象とする。
(7) 企業の地域貢献度 (ボランティア等、インターンシップ等)	地域貢献活動（ボランティア等、インターンシップ等）は、令和 6 年度及び令和 7 年度内の活動を評価対象とする。
(8) 企業の業務実績 (業務実施箇所)	業務実績は、令和 6 年 4 月（当該年度の直前 2 か年度）から本件委託の技術資料提出時点までに元請として業務完了後の引渡しが完了した業務を評価対象とする。
2 管理技術者評価	
(1) 技術者の資格	イ 技術士(当該部門)は、技術士法施行規則第 2 条各号に規定する建設部門（「河川、砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）の資格保有者とする。 ロ 国土交通省登録技術者資格（当該施設分野等－業務）は急傾斜地崩壊対策－計画・調査・設計の資格保有者とする。
(2) 技術者の業務経験	イ 業務実績は、平成 28 年 4 月（当該年度の直前 10 か年度）から本件委託の技術資料提出時点までに元請として業務完了後の引渡しが完了した業務を評価対象とする。 ロ 同種業務とは、急傾斜地の測量及び急傾斜地崩壊防止施設の予備設計又は詳細設計を含む業務とする。類似業務とは、急傾斜地崩壊防止施設の予備設計又は詳細設計を含む業務とする。 ※様式総合業務 2 及び 3 に添付する業務実績については、同種又は類似業務の条件に合致しているかを明確に確認できる資料（金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、報告図書、報告図書の図面等）の写しを添付すること。
(3) 技術者の業務成績	業務成績は、令和 3 年度から令和 7 年度内に業務完了後の引渡しが完了した土木関係建設コンサルタント業務を評価対象とする。
(4) 技術者の専任性	配置予定管理技術者等の技術資料提出期限日に従事している業務を対象とする。
(5) 技術者の業務経験 (業務実施箇所)	業務経験は、令和 6 年 4 月（当該年度の直前 2 か年度）から本件委託の技術資料提出時点までに元請として業務完了後の引渡しが完了した業務を評価対象とする。
(6) 技術者の C P D (継続教育)	C P D（継続教育）は、令和 6 年度及び令和 7 年度内での C P D の単位取得状況を評価対象とする。

5 - 2 技術資料の審査

- (1) 技術資料の審査は、記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合を行う。
- (2) 技術資料の審査は、開札後に、予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格と自己評価点により算定される評価値の最も高い者について行う。ただし、審査後の評価点は自己評価点を限度とし、審査後の評価点が自己評価点を下回る場合は、審査後の評価点とする。
- (3) 前項の審査の結果、評価値の第 1 位の者に変動が生じた場合は、変動後の評価値の最も高い者について審査を行い、評価値の第 1 位の者が決定するまで順次繰り返し行う。

5-3 技術資料審査結果に係る説明要求

- (1) 技術資料の審査を受けた者で、自身の自己評価点が入札結果に示された加算点と相違があった者は入札結果に示された自身の評価値に係る説明を落札者の決定の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）に求めることができるものとする。説明要求は求める評価項目等を記した書面（様式は任意）を担当部局（契約担当）へ、持参又はFAX等（質問をFAX等したことを担当部局（契約担当）に電話連絡すること。）により提出するものとする。
- (2) 所管課長は、説明を求めた者に対して、説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に技術資料審査結果に係る説明書（事後様式2）によりFAX等で回答するものとする。

6 書面入札手続の取扱い

6-1 書面入札の承諾手続

- (1) 書面により入札書の提出を行うことができる者は、書面入札の承諾を得た者に限る。書面入札の承諾手続は、「書面入札参加承諾願」（以下「承諾願」という。）を提出して行う。
- (2) 承諾願の提出期限等
書面入札の承諾を得ようとする者は、1-2に示した期限までに契約担当に承諾願を持参又は書留郵便により提出しなければならない。
- (3) 承諾願を提出する者は、政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託である場合を除き、「山形県電子入札システムに係る書面入札承諾基準」の1又は2に該当することを示す書類を添付しなければならない。
- (4) 書面入札の承諾願の提出があった場合は、1-2に示した期限までに、その承諾又は不承諾を通知する。

6-2 書面入札の場合の入札手続

- (1) 入札参加資格の確認
申請書及び確認資料は、1-2に示した期限までに1-2に示した場所へ持参又は書留郵便により提出すること。当該提出書類のいずれか一つでも提出がない場合は、入札参加資格がないものとする。また、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 設計図書等の貸出し及び質問
1-2に示した期間、場所において設計図書の貸出しを行う。
総合評価落札方式、設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-2に示した期間内に1-2に示した場所へ持参又は書留郵便により提出すること。ファクシミリによるものは受け付けない。
質問に対する回答は、回答書を1-2に示した期間、場所において閲覧に供するとともに、山形県電子入札システムにより行う。
- (3) 入札書の提出
1-2に示した期間内に1-2に示した場所へ入札書を持参又は配達証明付書留郵便により提出すること。
入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんの上、入札者の氏名、入札に係る業務委託名及び開札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きすること。さらに、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に書面入札の承諾通知の写しを入れること。
配達証明付書留郵便での提出にあたっては、1-2に示した期間内に1-2に示した場所に到達する

こと。

(4) 入札書提出における「くじ入力番号」の記載について

書面入札にあたっては、電子くじに対応するため、「入札書」中の「摘要」欄に必ず「くじ入力番号」と記載して、任意の3桁の数字を記載すること。

なお、3桁のくじ入力番号の記載が無い場合は、3桁の数字「000」を記載したものとみなすので、留意すること。

6-3 開札への立会い

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。

開札に立ち会わない場合は、あらかじめ、開札結果の通知に必要な返信用封筒に受取人の住所、氏名及び名称等を明記の上、所定の料金の切手を貼り入札書とともに提出すること。

開札に立ち会う場合は、落札決定を受ける手続のため、次に掲げるものを持参すること。

- (1) 本件入札の書面入札承諾通知書
- (2) 委任状（代理人が立ち会う場合に限る。）
- (3) 印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）

6-4 その他の事項

書面入札に関する取扱いについて、ここに記載のない取扱いについては、電子入札と同様とする。

7 添付書類

- (1) 公告文の写し